

吸収分割に係わる事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 3 月 1 日  
東邦亜鉛株式会社  
東邦契島製錬株式会社

2022年3月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号  
東邦亜鉛株式会社  
代表取締役社長 丸崎 公康

広島県豊田郡大崎上島町東野5562番地1  
東邦契島製錬株式会社  
代表取締役社長 飯塚 茂

東邦亜鉛株式会社（以下、「分割会社」という。）及び東邦契島製錬株式会社（以下、「承継会社」という。）は、2021年12月6日付け吸収分割契約書（以下、「本件分割契約書」という。）に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、分割会社が営む鉛製錬等に関する事業を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）を行いました。本件分割に関する会社法第791条第1項第1号、会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条の規定に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）  
2022年3月1日
2. 吸収分割株式会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第189条第2号）
  - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過  
本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第784条の2ただし書の規定により、該当事項はありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過  
本件分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号及び同条第3項ただし書の規定により、該当事項はありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過  
分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
  - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過  
本件分割における分割会社から承継会社への一切の債務の承継を、本件分割契約書に基づき併存的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続を行っていません。
3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第3号)
  - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過  
承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第796条の2に基づく請求を行った株主

はおりませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第 797 条に基づく請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2022 年 1 月 11 日付けの官報により、債権者に対して本件分割について異議申述の公告を行いました。所定の期間内に債権者からの異議の申述はありませんでした。なお、承継会社には、知っている債権者が存在しないことから、個別催告の手続を行っておりません。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件分割の効力発生日である 2022 年 3 月 1 日をもって、本件分割契約書に基づき、分割会社から鉛製錬等の事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2022 年 3 月 1 日

6. その他吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上